



八条に定めるところによつて、短答式（択一式）を含む。同条及び第九条において同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

#### 第六条及び第七条 削除

（公認会計士試験の試験科目等）

第八条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。

一 財務会計論（簿記、財務諸表論その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

二 管理会計論（原価計算その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

三 監査論（会社法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

四 企業法（会社法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条の規定により短答式による試験を免除された者（試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）につき、次に掲げる科目について行う。

一 会計学（財務会計論及び管理会計論をいう。以下同じ。）

二 監査論（企業法

四 租税法（法人税法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

五 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

イ 経営学

ロ 経済学

ハ 民法

三 統計学

前二項に規定する試験科目については、内閣府令で定めるところにより、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士となるとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

（短答式による試験科目の一部免除等）

第九条 次の各号のいすれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。

一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大

学令（大正七年勅令第三百八十八号）による高等専門学校（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律学に属する専門の教授若しくは准教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令によ

る高等学校高等科若しくは旧専門学校令によ

る専門学校において三年以上経済学に属する専門の教授若しくは准教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

三 第一条第三号に掲げる者（高等試験本試験に合格した者）

四 司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た者

五 前項各号に定めるもののほか、次の各号のい

ずれかに該当する者に対しては、その申請によ

り、当該各号に定める科目について、短答式に

よる試験を免除する。

一 税理士法第三条第一項第一号若しくは第二

号の規定により税理士となる資格を有する者

又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び

財務諸表論の二科目について同法第七条第一

項に規定する政令で定める基準以上の成績を

得た者（同条第三項の規定により、同条第一

項に規定する政令で定める基準以上の成績を

得たものとみなされる者を含む。）財務会

計論

二 商学に属する科目その他の内閣府令で定める

ものに関する研究により学校教育法第一百四条

第三項に規定する文部科学大臣の定める学位

で内閣府令で定めるものを授与された者

政令で定める科目

三 前条第一項各号に掲げる科目の全部又は一

部に関連する事務又は業務に従事した期間が

通算して七年以上である者として政令で定め

る者政令で定める科目

四 短答式による試験に合格した者に対する

その申請により、当該短答式による試験に係る

合格発表の日から起算して二年を経過する日ま

一 前条第一項第一号に掲げる者（会計学及び

経営学）

二 前条第一項第二号又は第四号に掲げる者

（企業法及び民法）

三 第一条第三号に掲げる者（高等試験本試験本

試験において受験した科目（当該科目が商法

である場合にあっては、企業法）

四 学校教育法による大学若しくは高等専門学

校、旧大学令による大学、旧高等学校令によ

る高等学校高等科若しくは旧専門学校令によ

る専門学校において三年以上法律学に属する

専門の教授若しくは准教授の職にあつた者又

は法律学に属する科目に関する研究により博

士の学位を授与された者

五 不動産鑑定士試験に合格した者（経済学又

は民法）

六 税理士法第三条第一項第一号又は第二号の

規定により税理士となる資格を有する者（租

税法）

七 第八条第二項各号に掲げる科目の全部又は

一部について、公認会計士となるうとする者

に必要な学識及び応用能力を有するものとし

て政令で定める者（政令で定める科目）

論文式による試験において、試験科目のうち

の一部の科目について公認会計士・監査審査会

が相当と認める成績を得た者については、その

申請により、当該論文式による試験に係る合格

発表の日から起算して二年を経過する日までに

行われる論文式による当該科目についての試験

を免除する。

二 前二項の申請の手続は、内閣府令で定める。

（受験手数料）

（合格の取消等）

第十三条の二 公認会計士・監査審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士・監査審査会は、前項の規定による处分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることできないものとすることができる。

（試験の細目）

三 この法律に定めるもののほか、公認会

計士試験に關し必要な事項は、内閣府令で定め

る。（業務補助等）

四 第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問はず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

一 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間

二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに從事した期間

三 この法律に定めるもののほか、業務補助等に

ついて必要な事項は、内閣府令で定める。

（実務補習）

第十六条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）

において必要な事項は、内閣府令で定める。

（実務補習）

第十七条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）

において必要な事項は、内閣府令で定める。

（実務補習）

第十八条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）

において必要な事項は、内閣府令で定める。

（実務補習）

第十九条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）

において必要な事項は、内閣府令で定める。

（実務補習）

第二十条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）

において必要な事項は、内閣府令で定める。

（実務補習）

第二十一条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）

において必要な事項は、内閣府令で定める。

（実務補習）

第二十二条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）

において必要な事項は、内閣府令で定める。

（実務補習）

ら第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

### 第三章 公認会計士の登録

つたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わないとき、又は当該実務補習団体等から実務補習団体等としての認定の取消しの申請があつたときは、第一項の認定を取り消すことができる。

6 実務補習団体等は、公認会計士試験に合格した者で当該実務補習団体等において実務補習を受けている者（次項において「受講者」といいう。）がすべての実務補習の課程を終えたときは、（登録の義務）遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による報告に基づき、受講者が実務補習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該受講者について実務補習の修了したことの確認を行わなければならぬ。

8 この法律に定めるものほか、実務補習について必要な事項は、内閣府令で定める。（外国で資格を有する者の特例）

第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関する日本国法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、内閣府令で定めることにより、公認会計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。

3 前項の試験又は選考を受けなかった場合においても、これを還付しない。

4 前項の規定により納付した手数料は、第二項の試験又は選考を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 第一項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。

二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。  
第十八条の二から第二十条まで、第二十一条第一項を除く。）、第二十二条、第二十四条か  
るとき。

4 は、外國公認会計士について準用する。

### 第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、（登録の義務）

公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所又は勤務先その他の内閣府令で定める事項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けなければならない。

（登録簿）

第十八条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。（登録拒否の事由）

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、税理士、弁護士、外国法事務弁護士又は弁理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

三 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることができない者又は公認会計士の信用を害するおそれがある者（登録の手続）

第十九条 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により（登録の手続）

2 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 第二項の登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

4 第二項の登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

5 第二項の登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

4 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に對して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

（登録を拒否された場合の審査請求）

### 第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

（登録拒否の事由）

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書に對して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

（登録拒否された場合の審査請求）

### 第二十条 公認会計士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

（登録の抹消）

第二十一条 公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

第二十二条 公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

第二十三条 公認会計士が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、

二 死亡したとき。

三 第四条各号（第五号の二を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 内閣府令で定める期間以上の期間にわたり不正の手段により登録を受けたとき。

の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（登録及び登録の抹消の公告）

### 第二十一条の二 日本国公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士の登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、逕滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

（登録抹消の制限）

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書に對して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

（登録抹消の制限）

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書に對して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

（登録抹消の制限）

2 前条第一項の規定により登録の抹消による登録の抹消の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについて、第二条の各号の二に該当するものについて、第一項の業務を行なつてはならない。

（特定の事項についての業務の制限）

第二十五条 公認会計士は、財務書類のうち、次に記載するものについて、第一項の業務を行なつてはならない。

（特定の事項についての業務の制限）

第二十六条 公認会計士は、財務書類のうち、次に記載するものについて、第一項の業務を行なつてはならない。

（特定の事項についての業務の制限）

二 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの方であった会社その他の者の財務書類の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの方であった会社その他の者の財務書類の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

(大会社等に係る業務の制限の特例)

**第二十四条の二** 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者(以下「大会社等」という。)から第二条第二項の業務(内閣府令で定めるものに限る。)により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一 会計監査人設置会社(資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額その他の事項を勘案して政令で定める者を除く。)

二 金融商品取引法第九百九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならぬ者(政令で定める者を除く。)

三 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第三条第一項に規定する銀行

四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

五 保険業法第二条第二項に規定する保険会社

六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

**第二十四条の三** 公認会計士は、大会社等の七会計期間(事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。)の範囲内で政令で定める連続する会計期間(当該連続する会計期間に準ずるものとして内閣府令で定める会計期間にあつては、当該会計期間。以下この項、第三十四条の十一の三及び第三十四条の十一の四第一項において「連続会計期間」という。)のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該連続会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士(監査法人の社員である者を除く。)が当該連続会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行うことはない。

ことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事

情があると認められる場合において、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

(信用失墜行為の禁止)

**第二十六条** 公認会計士は、公認会計士の信用が傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

**第二十七条** 公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は濫用してはならない。公認会計士でなくなつた後であつても、同様とする。

(研修)

**第二十八条** 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るために研修を受けるものとする。

**第二十九条** 公認会計士が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行つた場合には、当該公認会計士(公認会計士であつた者を含む。)は、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者又はその連結会社等(当該会社その他の者と連結して財務書類を作成するものとされる者として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一第一項第三号において同じ。)の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。ただし、当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずるものに就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときその他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

(使用者等に対する監督義務)

**第二十五条** 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者との利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその他の内閣府令で定める事項を証明書に明示しなければならない。

**第二十六条の三** 公認会計士は、第二条第一項又は第二項の業務を行うため使用人その他の従業者の使用者を使用するときは、当該業務を適正に遂行するよう当該使用者その他の従業者を監督しなければならない。

(業務の状況に関する説明書類の統覧等)

**第二十七条** 公認会計士は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいい、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行つたものに限る。)ごとに、業務の状況に関する

あつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)により同項に規定する事項を併せて明示することにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

**第二十八条** 公認会計士は、前項の規定による説明書類は、電磁的記録ももつて作成することができる。

**第二十九条** 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を探る電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

**第三十条** 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

**第三十一条** 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第三十四条の二の規定による指示に従わない場合には、

3 前項に規定する説明書類は、電磁的記録ももつて作成することができる。

**第三十二条** 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を探る電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとすることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

**第三十三条** 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

**第三十四条** 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、誤謬又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第三十五条** 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、誤謬又は脱漏のある財務書類を虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第三十六条** 公認会計士が、虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第三十七条** 公認会計士が、虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第三十八条** 公認会計士が、虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第三十九条** 公認会計士が、虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第四十条** 公認会計士が、虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第四十一条** 公認会計士が、虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第四十二条** 公認会計士が、虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

**第四十三条** 公認会計士が、虚偽、誤謬及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をとることができる。公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行つた場合には、内閣総理大臣は、第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。(課徴金納付命令)

**第三十一条の二** 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、第三十条第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について第三十三条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合、当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類による会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額二 当該証明について第三十三条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に對して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に對して同項の处分をする場合(同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。) 第三十条第二項に規定する場合において、当該公認会計士に對して同項の処分をする場合(同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合を除く。)

三 当該公認会計士に対して第二十九条第一項に掲げる処分をする場合(第三十四条の十の業務として内閣府令で定める場合に限る。)

四 第四十項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。)

四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。  
三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事件に關係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に關係ある帳簿書類その他の物件を検査すること。

4 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

#### (処分の手続)

**第三十二条** 何人も、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、公認会計士に第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

4 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

5 第三十条又は第三十一条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つた後、相當な証拠により第三十条又は第三十一条に規定する場合に該当する事実があると認めたときにおいて、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しないものとする。(調査のための権限)

2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、前項の調査の縦覧を求め、又は内閣府令で定めるところにより実費を支弁して、その賛本若しくは抄本の交付を求めることができる。ただし、当該公認会計士又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による決定があつた後でなければ、前項の調査の縦覧を求め、又はその賛本若しくは抄本の交付を求めることができない。

3 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

4 (指示)

2 他の監査法人において、第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の次条各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に従い、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁制の期間を経過しない者

3 第三十四条の二十一第二項の規定により他の監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内に当該他の監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合においては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

3 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

(業務の範囲)

3 監査法人の社員のうち公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

(業務の範囲)

3 公認会計士試験に合格した者に対する実務

2 第二条第二項の業務

1 第二条第二項の業務

ころにより、監査法人を設立することができること。

2 第一条及び第一条の二の規定は、監査法人について準用する。

3 法人という文字を使用しなければならない。

4 有限責任監査法人は、その名称中に社員の全部が有限責任社員であることを示す文字としており、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

5 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

6 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

7 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

8 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

9 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

10 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

11 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

12 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

13 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

14 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

15 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

16 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

17 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

18 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

19 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

20 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

21 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

22 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

23 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

24 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

25 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

26 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

27 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

28 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

29 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

30 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

31 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

32 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

33 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

34 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

35 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

36 参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

2	前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
	(設立の手続)
第三十四条の七	監査法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を定めなければならない。この場合において、その社員にならうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。
2	会社法第三十条第一項の規定は、監査法人の定款について準用する。
3	定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
1 目的	
2 名称	
3 事務所の所在地	
4 社員の氏名及び住所	
5 社員の全部が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別	
6 社員の出資の目的(有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る)及びその価額又は評価の標準	
7 業務の執行に関する事項	
4 無限責任監査法人を設立しようとする場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。	
5 有限責任監査法人を設立しようとする場合には、第三項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。	
第三十四条の八 削除	(成立の届出)
第三十四条の九の二 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。	
第三十四条の九の二 監査法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	(定款の変更)
2	監査法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。
2	監査法人は、定款の変更をしたときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2	前項に規定するもののほか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。
3	前二項に規定するものほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の業務に従事することができる。
4	第二項に規定するものほか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の業務に従事することができる。
5	前二項に規定するものほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の業務に従事することができる。
6	前二項に規定するものほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の業務に従事することができる。

第三十四条の十の三 第一条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。
第三十四条の五 各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
第三十四条の六 各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
第三十四条の七 各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることが妨げない。
第三十四条の八 (指定社員)

第三十四条の十の四 無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員(特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。)を指定しなければならない。
2 前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び次条において「特定証明」という)を指定することができる。
3 特定証明については、第三十四条の十の三の規定にかかるわらず、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表する。
4 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたとき、指定社員が、無限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。
5 第三十四条の十の四第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされていない場合において、指定証明に關し被監査会社等に生じた債権に基づく無限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたとき、指定社員が、無限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。無限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

有限責任監査法人の社員は、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第五項又は第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第十項において同じ。）において、特定証明に関する負担することとなつた有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、指定有限責任社員（指定有限責任社員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した特定証明による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、特定証明による指定がされたものとみなされる場合は、この限りでない。

前条第一項の規定による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、特定証明に関し生じた債権に基づく有限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効果を奏しなかつたときは、指定有限責任社員が、有限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

前条第一項の規定による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず特定証明に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定有限責任社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。有限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

会社法第六百十二条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項又は第八項の場合において、指定証明に関し被監査会社等に対しても負担することとなつた無限責任監査法人の債務又は特定証明に関し負担することとなつた有限責任監査法人の債務については、この限りでない。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

**第三十四条の十の七 無限責任監査法人の社員でない者が自己を無限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該無限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて無限責任監査法人と取引をした者に対し、無**

**限責任監査法人の社員と同一の責任を負う。**（誤認させる行為をした者に対する罰則）

**第三十四条の十の八 有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。**（誤認させる行為をした者に対する罰則）

**第三十四条の十の九 特定社員となるうとする者は、特定社員の名簿（以下この節において「特定社員名簿」という。）に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他内閣府令で定める事項の登録（以下この節（第三十四条の十の十第六号の二から第八号までを除く。）において單に「登録」という。）を受けなければならぬ。（特定社員名簿）**

**第三十四条の十の十 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。**（登録拒否の事由）

**第三十四条の十の十一 特定社員となるうとする者は、特定社員の登録を受けることができる。（登録拒否の事由）**

**第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をする。（登録を拒否された場合の審査請求）**

**第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。（登録の抹消）**

**第三十四条の十の十四 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。**

**第三十四条の十の十五 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。（変更登録）**

**第三十四条の十の十六 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の十七 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。（変更登録）**

**第三十四条の十の十八 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の十九 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十一 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十二 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十四 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

れた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

**四 拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの**

**五 破産手続開始の決定を受けて復権を得た者**

**六 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者**

**七 第三十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者**

**八 第三十条又は第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者**

**九 第三十四条の十の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者**

**十 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者**

**十一 第三十四条の十の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事するとの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者**

**十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者**

**（登録の手続）**

**第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出し**

**第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をする。（登録を拒否された場合の審査請求）**

**第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の十四 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。**

**第三十四条の十の十五 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。（変更登録）**

**第三十四条の十の十六 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の十七 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。（変更登録）**

**第三十四条の十の十八 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者

**（登録の手続）**

**第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出し**

**第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるとき、内閣総理大臣に対して、審査請求をする。（登録を拒否された場合の審査請求）**

**第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の十四 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。**

**第三十四条の十の十五 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。（変更登録）**

**第三十四条の十の十六 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の十七 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。（変更登録）**

**第三十四条の十の十八 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の十九 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。（変更登録）**

**第三十四条の十の二十 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十一 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十二 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十四 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。**

**第三十四条の十の二十五 政不服審査法第十五第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。（変更登録）**

**第三十四条の十の二十六 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

**第三十四条の十の二十七 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。**

議決に基づき、その登録を抹消することができる。

- 二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定を、前項第三号の規定による登録の抹消については同項第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第一項第一号又は第二項第二号若しくは第三号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

(登録の細目)

**第三十四条の十の十五** この節に定めるもののか、登録の手続、登録の抹消、特定社員名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

**第三十四条の十の十六** 特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなつた後であつても、同様とする。

(特定社員に対する処分)

**第三十四条の十の十七** 特定社員に対する処分は、次の三種とする。

  - 一 戒告
  - 二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの二年以内の禁止
  - 三 登録の抹消

2 特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をることができる。

3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。

**第三節 業務**

(特定の事項についての業務の制限)

**第三十四条の十一** 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて

ては、第二条第一項の業務を行つてはならない。  
一 監査法人が株式を所有し、又は出資してい  
る会社その他の者の財務書類

- 二 監査法人の社員のうちに会社その他の者とする者（その配偶者のみが当該関係を有する場合にあつては、当該会社その他の者の財務書類について当該監査法人の行う第二条第一項の業務に関与する者その他の政令で定める者に限る。）がある場合における当該会社その他の者の財務書類

三 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第二条第一項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計期間」という。）内に当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずる者となつた場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者又はその連結会社等の財務書類

四 前三号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

前項第四号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、監査法人の行う第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行う第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには関与してはならない。

（大会社等に係る業務の制限の特例）

**第三十四条の十一の二** 監査法人は、当該監査法人又は当該監査法人が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める關係を有する法人その他の団体が、大会社等から第二条第二項の業務（財務書類の調製に関する業務その他の内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

監査法人は、その社員が大会社等から第二条第二項の業務により、継続的な報酬を受けてい

る場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。第三十四条の十一の三 監査法人は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合は、

- 財務書類について第二条第一項の業務を行つた場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の七会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について当該社員が監査関連業務（第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下同じ。）を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員が監査関連業務を行わせてはならない。

（大規模監査法人の業務の制限の特例）

**第三十四条の十一の四 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この項において「上場有価証券発行者等」という。）の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者（以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。）が上場有価証券発行者等の五会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。**

前項（次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の大規模監査法人とは、その規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

（新規上場企業等に係る業務の制限）

**第三十四条の十一の五 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について監査法人が監査関連業務を行つた場合は、その者を大会社等とみなして、第三十四条の十一の三の規定を適用する。この場合において、同条中「監査法人は」とあるのは**

第三十四条の十一の五第一項の監査閲連業務を行つた監査法人は」とする。  
金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者の登

- 場しようとする者その他の政令で定める者の発行する有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について前条第二項に規定する大規模監査法人が監査閲連業務を行つた場合には、その者を同条第一項に規定する上場有価証券発行者等とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「大規模監査法人」とあるのは、「次条第二項の監査閲連業務を行つた大規模監査法人」とする。  
**(監査又は証明の業務の執行方法)**  
**第三十四条の十二** 監査法人は、その公認会計士である社員以外の者に第一条第一項の業務を行わせてはならない。  
監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して署名しなければならない。  
監査法人は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法であつて同項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして内閣府令で定めるものにより当該証明をすることができる。  
この場合においては、同項の規定は、適用しない。  
第二十五条の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合に準用する。  
**(業務管理体制の整備)**  
**第三十四条の十三** 監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。  
前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項（第四十四条第一項第十三号及び第四十五条规定の九の二第一項において「業務の運営の状況」という。）を含むものでなければならない。  
一 業務の執行の適正を確保するための措置  
二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施  
三 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に

不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

前項第二号の業務の品質の管理とは、業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員の他の内閣府令で定める業務の遂行に関する審査その他の内閣府令で定める業務を担当する社員について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するためには必要な措置を講ずることをい

う。監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるものに関する意思決定をその社員の一部をもつて構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合以上でなければならぬ。

内閣府令で定めるものに関する意思決定をその社員の一部をもつて構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合以上でなければならぬ。

第三十四条の十四 監査法人の社員は、他の監査

法人の社員となつてはならない。

監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、当該範囲に属する業務が第二条第二項の業務である場合において、当該範囲に属する業務を行うことにつき、当該社員以外の社員の全員の承認を受けたときは、この限りでない。

監査法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、監査法人に生じた損害の額と推定する。

(閑与・社員の就職の制限)  
第三十四条の十四の二 第二十八条の二の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行つた場合における当該業務を執行した社員について準用する。

(使用者等に対する監督義務の規定の準用)  
第三十四条の十四の三 第二十八条の三の規定は、監査法人について準用する。

#### 第四節 会計帳簿等

(会計年度)  
第三十四条の十五 監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日につく終わる

ものとする。ただし、定期に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(会計の原則)

第三十四条の十五の二 監査法人の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第三十四条の十五の三 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(会計帳簿の作成及び保存)

第三十四条の十五の四 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(会計帳簿の提出命令)

第三十四条の十五の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(計算書類の作成等)

第三十四条の十六 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

(計算書類・貸借対照表、損益計算書その他の監査

法人の財産及び損益の状況を示すために必要な書類として内閣府令で定めるものをいう。次条及び第三十四条の三十二第一項において同じ。)及び業務の概況その他内閣府令で定める事項を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第三十四条の十六の二 裁判所は、申立てにより又は提出することができる。

第三十四条の十六の三 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該監査法人の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(貸借対照表等の提出命令等)

第三十四条の十六の三 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該監査法人にについて準用する。

(会計年度)

第三十四条の十五 監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日につく終わる

第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、監査法人の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

第三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前述三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三十四条の十七 監査法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

(債権者の異議等)

一 公認会計士である社員があつては、公認会計士の登録の抹消

二 特定社員にあつては、特定社員の登録の抹消

三 定款に定める理由の発生

四 総社員の同意

五 除名

(解散)

第六節 解散及び合併

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 合併(合併により当該監査法人が消滅する場合に限る。)

四 破産手続開始の決定

五 解散を命ずる裁判

六 第三十四条の二十一第二項の規定による解散の命令

監査法人は、前項の規定による場合のほか、公認会計士である社員が四人以下になり、その公認会計士である社員が六人以下になり、その公認会計士である社員が五人以上にならなかつた日から引き続き六月間その公認会計士である社員が五人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

監査法人は、第一項第三号及び第六号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併)

第三十四条の十九 監査法人は、総社員の同意があるときは、他の監査法人と合併することができる。

合併は、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

監査法人は、合併したときは、合併の日から二週間に内に、登記事項証明書(合併により設立する監査法人あつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人は、当該合併により消滅した監査法人の権利義務(当該監査法人が行うその業務に関し、行政庁の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第三十四条の二十 合併をする監査法人の債権者は、当該監査法人に対し、合併について異議を述べることができる。

合併をする監査法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知りている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する監査法人及び合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

前項の規定にかかわらず、合併をする監査法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。ただし、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人又は合併による場合において、合併により消滅する監査法人が無限責任監査法人であるときにおける当該消滅する無限責任監査法人については、この限りでない。

債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べ、又は当該債権者に弁済を受けさせることを

目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十二条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、監査法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。（合併の無効の訴え）

### 第三十四条の二十の二 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）

第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条规定から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書きを除く。）並びに第八百四十六条の規定は監査法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する（同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。）

### 第七節 処分等

（虚偽又は不当の証明等についての処分等）  
第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律（第三十四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において同じ。）若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要

であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること（同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関することを禁止することを除く。）ができる。  
内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。  
一 社員が故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。  
二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重々大なる虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。  
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

前項の規定による指示に従わないときは、内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

（課徴金納付命令）  
第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当するときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該證明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合、当該證明を受けて当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額を命じなければならない。

二 当該證明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合、監査報酬相当額に該当する事実がある場合、監査報酬相当額と同額の課徴金を納付させることを命じなければならない。

前項の規定にかかるらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対しても、同項の課徴金を納付させることを命じなければならない。

一 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対する同項の処分をする場合（同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対する同項の処分をする場合（同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合

四 解散を命ずる場合

第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずる

ことができる。

（監査法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び会社法の準用等）  
第三十四条の二十一 一般社団法人及び一般財團法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八

であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること（同号に該当した場合に与することを禁止することを除く。）ができる。

### 第三十四条の二十一の三 監査法人の解散及び清算

裁判所に監督する。

監査法人の解散及び清算を監督する裁判所

は、内閣総理大臣に対し、意見を求める。

（裁判所による監督）  
第三十四条の二十一の四 清算

裁判所は、職權で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

監査法人の解散及び清算を監督する裁判所

は、内閣総理大臣に対し、意見を求める。

（裁判所の監督）  
第三十四条の二十一の五 清算

清算是、清算人は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

（清算結果の届出）  
第三十四条の二十一の六 裁判所は、監査法人の解散及び清算の監督に関する事件の管轄

は、清算人は、清算が終了したとき

に、意見を述べることができる。

（解説）  
第三十四条の二十一の七 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

（第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監

査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七

万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずる

ことができる。

（第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切

り捨てる。）  
（監査法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び会社法の準用等）  
第三十四条の二十一 一般社団法人及び一般財團法人についての一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八

3 会社法第六百六十八条から第六百七十二条までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十二条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十六項において準用する第九百三十九条第一項」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条规定第一項、第八百七十条第一項(第十号に係る部分に限る)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条(本文、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る))の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条规定第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条(第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る))の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条(第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る))の規定は、監査

8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、無限責任監査法人は、合名会社とみなす。

9 責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

10 有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、無限責任監査法人となる。

11 第八項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の有限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

12 第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第一項において準用する会社法第六百四条第一項及び第二項、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百二十二条、第六百二十四条並びに第六百二十四条並びに第八項の規定は、第二項において準用する同法第六百四十四条（第三号を除く。）の規定により清算をする監査法人については、適用しない。  
(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四条の二十三 会社法第二百七条（第九項第一号を除く。）、第六百四条第三項、第六百二十九条、第六百二十三条第一項、第六百二十五条から第六百三十六条まで、第六百六十条、第六百六十一条及び第六百六十五条の規定は、有限责任監査法人について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七条第一項中「第一号を除く。」、第六百四条第三項、第六百二十九条第一項第三号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産」を出資の目的として「株式の引受け人」とあるのは「社員にならうとする者」と、「その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約に係る意思表示」とあるのは「出資の申込み」と、同条第十項第一

号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「社員」と、「支配人その他の使用者」とあるのは「使用人」と、同項第二号中「募集株式の引受人」とあるのは「社員にならうとする者」と、同法第六百四条第三項中「前項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する前項」と、同法第六百三十二条第一項中「会計年度」と、同法第六百三十二条第一項中「第六百二十四条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項」と、同条第二項中「が、第六百二十四条第一項前段」とあるのは「が、公認会計士法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項前段」と段」と、「は、第六百二十四条第一項前段」とあるのは「は、同法第三十四条の二十二条第一項において準用する第六百二十四条第一項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。



錄有限責任監査法人に対し、一年以内の期間を定めて、同項第三号又は第四号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該登録有限責任監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。

4 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。

5 第二項及び第三項の規定による处分の手続に付された登録有限責任監査法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うこととを妨げるものと解してはならない。

7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員に対し、その特定社員につき第三十四条の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。  
(登録の抹消)

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、第三十四条の二十八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。  
(登録の細目)

第三十四条の三十一 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、有限責任監査法人登録簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める特則(計算書類の作成に関する特則)。

第三十四条の三十二 登録有限責任監査法人は、その計算書類について、内閣府令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人と政令で定める特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、当該計算書類に係る会計年度における当該登録有限責任監査法人の収益の額その他の政令で定める勘定の額が政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。  
(供託に関する特則)

第三十四条の三十三 登録有限責任監査法人は、

べき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

4 第二項第一号又は第二号に該当することによる権利(以下この条において「優先還付対象債権者」という)を有する者(以下この条及び次条において「優先還付対象債権者」という)に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

5 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めることは、登録有限責任監査法人に対し、その業務を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ぜることができる。

6 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額(以下この条において「契約金額」という)につき前二項の規定により供託する

7 第二項の規定により供託すれば、金融商品取引所に上場され、金融商品取引法第二百九十三条の二第一項及び第二項に規定する定款の変更を行い、同条第十項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。

8 第二項の規定により供託すれば、金融商品取引法第二百九十三条の二第一項及び第二項に規定する定款の変更を行い、同条第十項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。

9 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、優先還付対象債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる供託金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に関する必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。  
(有限責任監査法人責任保険契約に関する特則)

第三十四条の三十四の三 上場会社等に係る財務書類の登録又は証明に関する特則

1 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めることは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結を行ふこととなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結(第五十二条の四において単に「供託」という。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

4 第五章の四 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則

1 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めることは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結を行ふこととなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結(第五十二条の四において単に「供託」という。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

4 第三十四条の三十四の二 公認会計士及び監査法人名簿への登録(以下この章(第三十四条の六第一項第二号ハ及び第三号ハ並びに第三十四条の八第二項第二号及び第三号を除く。)において単に「登録」という。)を受けることとならない。

5 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めることは、登録有限責任監査法人と前項の契約を締結した者又は当該登録有限責任監査法人に對し、契約金額に相当する金額の全部又是一部を供託すべき旨を命ずることができる。

6 登録有限責任監査法人(第三十四条の二十二)第八項の規定による定款の変更の効力が生じていないものを除く。)は、第一項の規定により供託する供託金(第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。)につき供託又は第三項の契約の締結を行ふ。その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行つてはならない。

7 優先還付対象債権者は、優先還付対象債権に關する当該登録有限責任監査法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

8 優先還付対象債権者(以下この条及び次条において「債権者」といふ。)は、当該登録有限責任監査法人の収益の額その他の政令で定める勘定の額が政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

9 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。  
(登録)

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、優先還付対象債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる供託金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に関する必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

13 第三十四条の三十四の三 上場会社等に係る財務書類について第二条第一項の業務(金融商品取引法第二百九十三条の二第一項及び第二項に規定する定款の変更を行い、同条第十項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。)を行つてはならない。

14 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

15 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

16 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

17 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

18 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

19 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

20 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

21 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

22 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

23 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

24 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

25 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

26 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

27 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

28 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

29 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

第三十四条の三十四の三 上場会社等に係る財務書類の登録又は証明に関する特則

1 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めることは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結を行ふこととなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結(第五十二条の四において単に「供託」という。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

4 第五章の四 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則

1 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めることは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結を行ふこととなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結(第五十二条の四において単に「供託」という。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

4 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

5 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

6 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

7 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

8 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

9 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

10 第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

イ	名称 事務所の所在地 社員の氏名及び住所
二	有限責任監査法人にあつては、資本金 の額
本	その他内閣府令で定める事項
二	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一	第三十四条の三十四の六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二	申請者が公認会計士である場合にあつては、第二十八条の四第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの
三	申請者が監査法人である場合にあつては、登記事項証明書及び定款の写し並びに第三十条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの
四	その他内閣府令で定める書類

二	申請者が公認会計士である場合にあつては、登記事項証明書及び定款の写し並びに第三十条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの
三	申請者が監査法人である場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる登録の申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。
一	公認会計士
二	監査法人
三	前条第一項第二号に定める事項
四	その他の内閣府令で定める事項

二	第三十四条の三十四の五 日本国公認会計士協会は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる登録の申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。
一	公認会計士
二	監査法人
三	前条第一項第二号に定める事項
四	その他の内閣府令で定める事項

二	第三十四条の三十四の六 日本国公認会計士協会は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。
一	公認会計士協会は、上場会社等監査人名簿（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の縦覧に供しなければならない。（登録の拒否）
二	第三十四条の三十四の六 日本国公認会計士協会は、第三十四条の三十九第二項に規定する場合においては、当該各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
三	第三十四条の三十四の六 日本国公認会計士協会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないとき。
四	第三十四条の三十四の六 日本国公認会計士協会は、第三十四条の三十九第二項に規定する場合においては、当該各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないとき。

条（第六項を除く。）の規定の適用については、  
当該手続が結了するまで、なお存続するものと  
みなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により登録上場  
会社等監査人の登録を取り消す場合において、  
当該登録上場会社等監査人（当該登録上場会  
社等監査人が監査法人である場合にあつては、當  
該登録上場会社等監査人の社員である公認会計  
士。以下この項において同じ。）につき第三十  
一条又は第三十二条に該当する事実があるとき  
は、当該登録上場会社等監査人に対し、懲戒の  
処分を併せて行うことを妨げるものと解しては  
ならない。

5 第一項の規定は、同項の規定により登録上場  
会社等監査人（監査法人に限る。）の登録を取  
り消す場合において、当該登録上場会社等監査  
人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二  
項に該当する事実があるときは、当該特定社員  
に對し、同項の処分を併せて行うことを妨げる  
ものと解してはならない。

6 第一項の規定により登録が取り消された場合  
にあつては、同項の規定により登録を取り消さ  
れた者は、その取消しの日前に締結された契約  
に係る第二条第一項の業務を行うことができ  
る。この場合において、当該処分を受けた者  
は、当該契約を履行する目的の範囲内において  
は、なお登録上場会社等監査人とみなす。  
(登録の抹消)

**第三十四条の三十四の十** 日本公認会計士協会  
は、次の各号のいずれかに該当する場合には、  
登録を抹消しなければならない。  
一 第三十四条の三十四の八第二項の規定によ  
り登録がその効力を失つたとき。  
二 前条第一項の規定により登録を取り消した  
(登録及び登録の抹消の公告)

**第三十四条の三十四の十一** 日本公認会計士協会  
は、登録をしたとき及び当該登録を抹消したと  
きは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告し  
なければならぬ。

(登録の細目)

**第三十四条の三十四の十二** この章に定めるもの  
のほか、登録の手続、登録の抹消、上場会社等  
監査人名簿その他登録に関して必要な事項は、  
内閣府令で定める。

(上場会社等に係る業務の制限の特則)

**第三十四条の三十四の十三** 登録上場会社等監査  
人（公認会計士に限る。）は、上場会社等の財

務書類について第二条第一項の業務を行うとき  
は、内閣府令で定めるやむを得ない事情がある  
場合を除き、次に掲げる要件のいずれかを満た  
さなければならない。

一 登録を受けた監査法人と共同して行うこ  
と。

二 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 政令で定める数以上の他の登録を受けた  
公認会計士と共同して行うこと。

ロ イの他の登録を受けた公認会計士の数と  
補助者として使用する他の公認会計士の数と  
を合計した数が政令で定める数以上である  
こと。

(業務管理体制の整備に関する特則)

**第三十四条の三十四の十四** 登録上場会社等監査  
人は、内閣府令で定めるところにより、業務の  
品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を  
公表する体制、上場会社等の財務書類に係る第  
二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに  
足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的  
確に遂行するための業務管理体制を整備しなけ  
ればならない。

(届出)  
**第五章の五 外国監査法人等**

**第三十四条の三十五** 外国の法令に準拠し、外国  
において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務  
書類の監査又は証明をすること業とする者は、  
は、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲  
げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の  
性質を有するものその他の政令で定める有価証  
券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の  
規定により提出する財務書類（以下「外国会社  
等財務書類」という。）について第一条第一項の  
業務に相当すると認められる業務の運営が著し  
く不当と認められる場合において、その業務の  
適正な運営を確保するために必要であると認め  
るときは、当該外国監査法人等に対し、必要な  
指示をすることができる。

**第三十四条の三十八** 内閣総理大臣は、外国監査  
法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命  
令に違反したとき、又は外国監査法人等の行う  
外国会社等財務書類についての第二条第一項の  
業務に相当すると認められる業務の運営が著し  
く不当と認められる場合において、その業務の  
適正な運営を確保するために必要であると認め  
るときは、当該外国監査法人等に対し、必要な  
指示をすることができる。

**第三十四条の三十九** 外国監査法人等は、次の各  
号のいずれかに該当することとなつたときは、  
その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 外国会社等財務書類についての第二条第一  
項の業務に相当すると認められる業務を廃止

一 名称又は氏名  
二 主たる事務所の所在地  
三 法人にあつては、役員の氏名  
四 法人にあつては、資本金の額又は出資の  
総額

五 その他内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出書には、定款その他の  
内閣府令で定める事項を記載した書類を添付し  
なければならない。

三 前項の規定による届出書には、前条第一  
項各号に掲げる事項について変更があつた場  
合においては、内閣府令で定めるところによ  
り、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届  
け出なければならない。

四 前項の規定による届出があったときは、内閣  
総理大臣は、前項の規定による届出があ  
つたときは、その旨を官報で公示しなければな  
らない。

五 その他の内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出書には、定款その他の  
内閣府令で定める事項を記載した書類を添付し  
なければならない。

三 前項の規定による届出書には、前条第一  
項各号に掲げる事項について変更があつた場  
合においては、内閣府令で定めるところによ  
り、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届  
け出なければならない。

四 前項の規定による届出があったときは、内閣  
総理大臣は、前項の規定による届出があ  
つたときは、その旨を官報で公示しなければな  
らない。

五 その他の内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出書には、定款その他の  
内閣府令で定める事項を記載した書類を添付し  
なければならない。

三 前項の規定による届出書には、前条第一  
項各号に掲げる事項について変更があつた場  
合においては、内閣府令で定めるところによ  
り、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届  
け出なければならない。

四 前項の規定による届出があったときは、内閣  
総理大臣は、前項の規定による届出があ  
つたときは、その旨を官報で公示しなければな  
らない。

五 その他の内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出書には、定款その他の  
内閣府令で定める事項を記載した書類を添付し  
なければならない。

三 前項の規定による届出書には、前条第一  
項各号に掲げる事項について変更があつた場  
合においては、内閣府令で定めるところによ  
り、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届  
け出なければならない。

四 前項の規定による届出があったときは、内閣  
総理大臣は、前項の規定による届出があ  
つたときは、その旨を官報で公示しなければな  
らない。

五 その他の内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出書には、定款その他の  
内閣府令で定める事項を記載した書類を添付し  
なければならない。

三 前項の規定による届出書には、前条第一  
項各号に掲げる事項について変更があつた場  
合においては、内閣府令で定めるところによ  
り、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届  
け出なければならない。

四 前項の規定による届出があったときは、内閣  
総理大臣は、前項の規定による届出があ  
つたときは、その旨を官報で公示しなければな  
らない。

五 その他の内閣府令で定める事項

始、更生手続開始又は清算開始と同種類の申  
立てを行つたとき。  
内閣総理大臣は、前項の規定による届出があ  
つたときは、その旨を公表しなければなら  
ない。

**第五章の六 審判手続等**

(審判手続開始の決定)

**第三十四条の四十** 内閣総理大臣は、第三十一条  
の二第一項に規定する事実があると認める場合  
(同条第二項の規定により課徴金を納付させる  
ことを命じない場合を除く。) 又は第三十四条  
の二十一の二第一項に規定する事実があると認  
める場合(同条第二項の規定により課徴金を納  
付させることを命じない場合を除く。)には、  
当該事実に係る事件について審判手続開始の決  
定をしなければならない。

(会計期間の末日から七年を経過したときは、  
内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について  
審判手続開始の決定をすることができない。

(審判手続開始決定書)

**第三十四条の四十一** 審判手続開始の決定は、文  
書によつて行わなければならぬ。

**第三十四条の四十五** 審判手続開始の決定に係る決定書(次項及び  
第三十四条の四十五において「審判手続開始決  
定書」という。)には、最初の審判手続の期日  
及び場所、課徴金に係る第三十二条の二第一項  
又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する  
事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算  
の基礎を記載しなければならない。

**第三十四条の四十二** 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする  
者(以下この章において「被審人」という。)  
に審判手続開始決定書の副本を送達することに  
より、開始する。

**第三十四条の四十三** 被審人には、最初の審判手続の期日に出頭す  
べき旨を命じなければならない。

**第三十四条の四十四** 審判手続を行うべき者  
(審判手続を行ふべき者)

**第三十四条の四十五** 被審人には、最初の審判手続の期日に出頭す  
べき旨を命じなければならない。

**第三十四条の四十六** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の四十七** 審判手続(審判手続開始の決定  
書の一人の審判官を指定しなければならない。

**第三十四条の四十八** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の四十九** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の五十** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の五十一** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の五十二** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の五十三** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の五十四** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の五十五** 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項  
決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する  
決定を除く。は、三人の審判官をもつて構成  
する合議体が行う。ただし、簡易な事件につい  
ては、一人の審判官が行う。

**第三十四条の五十六** 前条第一項の規定による届  
出を行つた者は、次に掲げる事項を記載した届  
出書を内閣総理大臣に提出しなければなら  
ない。

**第三十四条の五十七** 前条第一項の規定による届  
出を行つた者は、次に掲げる事項を記載した届  
出書を内閣総理大臣に提出しなければなら  
ない。

3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。
4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。
（映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続）
<b>第三十四条の四十二の二</b> 審判官は、相当と認めることは、被審人の意見を聴いて、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審判手続を行うことができる。
2 前項の場合には、当該被審人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

（被審人の代理人等）
------------

3 内閣総理大臣は、前条の規定により立入検査をしようとする審判官は、その身分を示す証票を携帯し、事件関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
---

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に對して、意見の陳述を求めることができ
--

（意見の陳述）
---------

3 参考人に対する審問等）
---------------

4 第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審
--

2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。
--

（被審人に対する審問）
-------------

3 第三十四条の四十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。
--

2 第三十四条の四十九 審判官は、被審人は、審判手続において、証拠書類又は証拠物を提出することができ、これで、被審人を審問することができる。
--

1 第三十四条の五十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（学識経験者に対する鑑定命令）
--

3 第三十四条の五十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の事務所その他
---

2 第三十四条の五十二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

1 第三十四条の五十三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、内閣総理大臣に提出しなければならない。（審判手続終了後の決定等）
---

3 第三十四条の五十四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（審判手続の期日の公開）
--

2 第三十四条の五十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対す
---

1 最初の審判手続の期日（当該期日が変更された場合にあつては、変更後の期日）前に、課徴金（答弁書）
---

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された
------------------------

3 第三十四条の五十六 被審人は、審判手続の期日（当該期日が変更された場合にあつては、変更後の期日）前に、課徴金（立入検査）
--

2 第三十四条の五十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の事務所その他
---

1 第三十四条の五十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

3 第三十四条の五十九 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

2 第三十四条の六十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
---

1 第三十四条の六十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

3 第三十四条の六十二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

2 第三十四条の六十三 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

1 第三十四条の六十四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

3 第三十四条の六十五 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

2 第三十四条の六十六 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

1 第三十四条の六十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

3 第三十四条の六十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

2 第三十四条の六十九 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

1 第三十四条の七十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
---

3 第三十四条の七十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

2 第三十四条の七十二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

1 第三十四条の七十三 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

3 第三十四条の七十四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

2 第三十四条の七十五 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

1 第三十四条の七十六 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。（立入検査）
--

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額	6 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額
二 既決定に係る第三十四条の二十一の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計し前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行われる決定をしなければならない。	7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行われなければならない。
三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないと認めるときは、その旨を明かにする決定をしなければならない。	8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。
四 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。	9 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。
五 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。（送達書類）	10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合	2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定（以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。（課徴金納付命令の執行）
二 前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合	3 前項の規定により計算した延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。
三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により送達をすることができない場合	4 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
四 前条において准用する民事訴訟法第百八条の規定により外國の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合	5 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。（公示送達）
五 第二十四条の五十九の規定により書類の送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用）	6 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合	2 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定により行う決定その他の処分（これらの規定について審判官がする処分を含む。）については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、この限りでない。（審査請求）
二 内閣総理大臣は、前項第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定（以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。（課徴金納付命令の執行）	3 前項の規定により計算した延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。
三 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に関する法令の規定に従つてする。	4 外国においてすべき送達について、前項の期間は、六週間とする。（公示送達）
四 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。（公示送達）	5 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。
五 第二十四条の五十九の規定により書類の送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用）	6 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合	2 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定により行う決定その他の処分（これらの規定について審判官がする処分を含む。）については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、この限りでない。（審査請求）
二 内閣総理大臣は、前項第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定（以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。（課徴金納付命令の執行）	3 前項の規定により計算した延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。
三 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に関する法令の規定に従つてする。	4 外国においてすべき送達について、前項の期間は、六週間とする。（公示送達）
四 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。（公示送達）	5 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。
五 第二十四条の五十九の規定により書類の送達にあつては、前項の期間は、不変期間とする。（参考人等の旅費等の請求）	6 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

(会員)	<b>第三十七条</b> 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
2	会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
<b>第三十七条の二</b>	会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
2	会長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることがないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるうえで、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は委員を任命することができる。
3	前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその会長又は委員を罷免しなければならない。
<b>(会長及び委員の任期)</b>	<b>第三十七条の三</b> 会長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2	会長及び委員は、再任されることができる。
3	会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
<b>(会長及び委員の身分保障)</b>	<b>第三十七条の四</b> 会長及び委員は、審査会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
<b>(会長及び委員の罷免)</b>	<b>第三十七条の五</b> 内閣総理大臣は、会長又は委員が前条に該当する場合は、その会長又は委員を罷免しなければならない。
2	会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3	会長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他の金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
<b>(会長及び委員の給与)</b>	<b>第三十七条の七</b> 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。
<b>(試験委員)</b>	<b>第三十八条</b> 審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員を置く。
2	試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者の中から、試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命し、その試験が終わつたときは退任する。
3	試験委員は、非常勤とする。

<b>(議事及び議決の方法)</b>	<b>第三十九条</b> 削除
3	審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
2	審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。
3	委員は、自己に關係のある議事については、審査会に事務局を置く。
<b>(勧告)</b>	<b>第四十条</b> 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3	審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
<b>(事務局)</b>	<b>第四十一条</b> 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。
3	事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
2	事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

<b>(会則)</b>	<b>第四十四条</b> 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
3	名称及び事務所の所在地
<b>(規則)</b>	<b>第四十五条</b> 入会及び退会に関する規定
2	会員の種別及びその権利義務に関する規定
1	会員の会員登録に関する規定
<b>(規定)</b>	<b>第四十六条</b> 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定
2	役員に関する規定
1	会員に関する規定
<b>(規定)</b>	<b>第四十七条</b> 公認会計士試験に合格した者の実務補習に関する規定
9	会員の品位保持に関する規定
10	会員の研修に関する規定
11	会員の研修に関する規定
12	公認会計士試験に合格した者の実務補習に関する規定
13	会員の第二条第一項の業務の運営の状況の調査に関する規定
14	会員の業務に関する紛議の調停に関する規定
15	会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定
16	会費に関する規定
17	会計及び資産に関する規定
18	事務局に関する規定
2	会則の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

<b>(会則への委任)</b>	<b>第四十五条</b> 協会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。
-----------------	--

<b>(登記)</b>	<b>第六章の二</b> 日本公認会計士協会
-------------	------------------------

<b>(設立、目的及び法人格)</b>	<b>第四十三条</b> 公認会計士は、この法律の定めるとおり登記をしなければならない。
---------------------	--

<b>(登記)</b>	<b>第四十六条</b> 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
-------------	---

<b>(登記)</b>	<b>第四十六条の六</b> 協会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。
-------------	--

<b>(登記)</b>	<b>第四十六条の七</b> 協会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を内閣総理大臣に報告しなければならない。
-------------	--

<b>(登記)</b>	<b>第四十六条の八</b> 協会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。
-------------	---

<b>(登記)</b>	<b>第四十六条の九</b> 協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。
-------------	--



審査会は、政令で定めるところにより、公認会計士試験の実施に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。（審査会に対する審査請求）

**第四十九条の四の二** 審査会が前条第二項若しくは第三項の規定により行う報告若しくは資料の提出の命令又は公認会計士試験の実施に関する事務に係る処分若しくはその不作為（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された事務に係る処分又はその不作為を含む。）についての審査請求は、審査会に対してものみ行うことができる。（内閣府令への委任）

**第四十九条の五** この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定める。（経過措置）

**第八章 罰則**

**第四十九条の六** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第五十条** 第四十七条の規定に違反した場合又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）が第四十七条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二百円以下以下の罰金に処する。

**第五十一条** 不正の手段により公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録を受けた者は、六年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十二条** 第二十七条（第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）第三十四条の十六又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十二条の二** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

1 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これら

の規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せ

ず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

2 不正の手段により第三十四条の二十四又は第三十四条の三十四の二の登録を受けたとき。

3 第三十四条の二十四、第三十四条の三十三第五項又は第三十四条の三十四の二の規定に違反して業務を行ったとき。

4 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

5 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者に対する命令に違反して宣誓をしない者

6 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

7 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

8 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

10 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

11 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第四十八条の二第一項から第三項までの規定のいずれかに違反したとき。

四 第四十八条第一項の規定に違反した者（第五条第三号に該当する者）は、百万円以下の罰金に処する。

四 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十四条の五十一第一項、第四十六条の規定のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

三 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第五号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第六号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第七号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第八号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第九号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第十号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第十一号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第十二号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第十三号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第十四号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十三条第一項第十五号の規定（第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

四条の三十三第二項の契約を締結した者又は検査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第四項又は第三十四条の二十三第二項において準用する同法第三十三条第四項に規定する報告について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 第三十四条の三十三第四項の規定による命令に違反したとき。

第五十五条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、公認会計士、外国公認会計士、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

二 定款又は第三十四条の十五の三第一項の会計帳簿若しくは第三十四条の十六第一項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第三十四条の十六第二項又は第三項の規定に違反して書類若しくは電磁的記録の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載若しくは記録をして提出したとき。

四 第三十四条の二十第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

五 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百四十二条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

六 第三十四条の二十二第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第三十四条の二十二第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

八 第三十四条の二十二第三項において準用する会社法第六百七十七条第二項若しくは第五項又は第三十四条の二十三第一項において準用する同法第六百二十七第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項若しくは第六百六十一条第一項の規定に違反して、財産の処分、資本金の額の減少、持分の払戻し又は債務の弁済をしたとき。

九 第三十四条の二十八第一項又は第三十四条の三十四の八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

第五十六条 この法律中第六十二条の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第五十七条から第六十条まで 削除 第六十二条 計理士法（昭和二年法律第三十一号）は、これを廃止する。但し、同法廃止前にお従前の例による。

第六十三条及び第六十四条 削除 第六十五条 第四条の規定の適用については、官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十号）、旧判事懲戒法（明治二十三年法律第六十八号）、旧会計検査官懲戒法（明治三十三年法律第二十号）又は旧行政裁判所長官評定官懲戒令（明治三十二年勅令第三百五十四号）の規定による懲戒免官の处分は、国家公務員法の規定による懲戒免職の处分とみなし、計理士法の規定による業務の禁止の处分は、第三十条又は第三十一条の規定による登録の抹消の处分とみなす。

第六十六条 削除 第六十七条 削除 第六十八条 削除 第六十九条 削除 第七十号 削除 第七〇号 削除

## 附 則

理委員会規則に規定する内容と同一の内容を規定するものについては、改正後の同法第三十五条第二項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

改正前の公認会計士法第十九条の規定に基き会計士管理委員会に提出した登録申請書は、改正後の同条の規定に基き大蔵大臣に提出したものとみなす。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に効力を有する改正前の公認会計士法（同法第六十三条第一項及び第二項を除く。）に基く公認会計士管理委員会規則は、この法律施行後は、改正後の公認会計士法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

## 附 則（昭和二八年七月二十四日法律第八二号）

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和二九年六月一日法律第一七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和二九年六月一一日法律第一七五号）抄

この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

## 附 則（昭和二九年六月一一日法律第一七六号）抄

この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

## 附 則（昭和二九年六月一五日法律第一七七号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則（昭和二九年六月一五日法律第一七八号）抄

この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

## 附 則（昭和二九年六月一五日法律第一七九号）抄

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

## 附 則（昭和三九年六月三〇日法律第一八〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和三九年六月三〇日法律第一八一号）抄

この法律は、昭和三九年七月一六日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一八二号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一八三号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一八四号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一八五号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一八六号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一八七号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一八八号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一八九号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

## 附 則（昭和三九年六月一七日法律第一九〇号）抄

この法律は、昭和三九年六月一七日法律第一

(検定合格者の経過措置)	
<b>第三条</b> 改正前の公認会計士法第五十七条の規定により検定に合格した者の資格については、なほお従前の例による。	
<b>(罰則に係る経過措置)</b>	
<b>第六条</b> 前条の規定の施行日前にした行為で、改正前の公認会計士法第六十三条の規定に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
<b>附 则 (昭和四一年六月二三日法律第八五号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律中第一条及び次項から附則第二十一項までの規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条及び附則第二十二項から第二十五項までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	
<b>(協会の設立に関する経過措置)</b>	
2 日本公認会計士協会(以下「協会」という。)を設立しようとするときは、三十人以上の公認会計士及び外国公認会計士が設立委員となり、設立に関する事務を行なわなければならない。	
3 設立委員は、第一条の規定の施行の日から五月以内に、協会の会則を定め、設立総会の議を経て、当該会則について大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。	
4 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日の二週間前までに、公認会計士及び外國公認会計士に書面で通知するとともに、大蔵大臣に報告しなければならない。	
5 設立総会は、公認会計士法第四十六条の四の規定による会長及び副会長となるべき者を選任しなければならない。	
6 設立総会の議決は、公認会計士及び外國公認会計士の三分の二以上の出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならぬ。	
7 設立委員は、附則第三項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を附則第五項の規定により選任された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。	
8 附則第五項の規定により選任された会長などるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。	
<b>附 则 (昭和四九年四月二日法律第二三〇号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律は、公布の日から施行する。	
<b>附 则 (昭和四九年八月一日法律第一二二号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	
<b>附 则 (昭和五八年一二月二日法律第七八号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。	
<b>附 则 (平成四年五月六日法律第四〇号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
<b>附 则 (平成四年九月一日法律第十四号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
一 第七条に一項を加える改正規定	
二 第五十条から第五十三条の二まで及び第五十四条から第五十五条の二までの改正規定	
平成四年九月一日	
<b>三 第十条第三項の改正規定(「その後行なわれる四回」を「当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる」に改める部分に限る。)及び次項の規定</b>	
平成五年八月一日	
四 第十条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(「その後行なわれる四回」を「当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる」に改める部分を除く。)及び第十一条の改正規定	
平成七年八月一日	
<b>附 则 (平成七年五月一二日法律第九一号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	
<b>附 则 (平成九年一二月一〇日法律第一一七号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	
<b>附 则 (平成一一年七月一六日法律第一二〇号) 抄</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
一 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規	

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会に置かれた金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「旧公認会計士審査会」という。)の委員又は試験委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第八条の規定による改正後の公認会計士法(以下この条において「新公認会計士法」という。)第三十六条第二項又は第三十八条第二項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「新公認会計士審査会」といいう。)の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公認会計士法第三十六条第三項の規定にかわらず、同日における旧公認会計士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に旧公認会計士審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新公認会計士法第三十七条第一項の規定により、新公認会計士審査会の会長として決定されたものとみなす。  
(別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

**第三十四条** 前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の公認会計士審査会の委員又は試験委員である者は、それぞれ同条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の公認会計士法(以下この条において「新公認会計士法」という。)第三十六条第二項又は第三十八条第二項の規定により、金融再生委員会に置かれた金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「新公認会計士審査会」という。)の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公認会計士法第三十六条第三項の規定にかかるとおり、同日における従前の大蔵省の公認会計士審査会の委員としての任期の残任期間とする。

前条の規定の施行の際現に從前の大蔵省の公認会計士審査会の会長である者は、同条の規定の施行の日に、新公認会計士法第三十七条第一項の規定により、新公認会計士審査会の会長として決定されたものとみなす。

**附 則（平成一一年一二月八日法律第一号抄）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第三条** 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。  
一から二五五まで 略

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄）**

（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日  
二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十二年七月一日

**附 則（平成一一年四月二六日法律第九号抄）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

**第十五条** 旧法第十七条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、前条の規定による改正後の公認会計士法第四条の規定にかかるわらず、公認会計士となる資格を有しない。

**第一条** この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二十八条までの規定 平成十七年十二月一日

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十条** 旧法の規定による司法試験の第一次試験若しくは第二次試験又は旧司法試験の第一次試験若しくは第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の第一次試験の免除又は第二次試験の一部免除については、なお従前の例によること。

第三十四条第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十二条」と、同法第四十四条の第一項中「第三十条、第三十一条又は第三十二条の二十一」とあるのは「第三十二条」とする。

前項の場合においては、第二条の規定による改正前の公認会計士法第四十八条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「前項」とする。

(公認会計士の資格に関する経過措置)

第三条 次に掲げる者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第三条に規定する公認会計士となる資格を有するものとみなす。

一 第二条の規定の施行の際現に公認会計士となる資格を有する者

二 附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる公認会計士試験の第三次試験に合格した者

三 附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる第二条の規定による改正前の公認会計士法第十条第一項の規定による第三次試験に合格した者

(次格条項に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の公認会計士法(以下「新法」という。)第四条第二号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する刑に処せられた者について適用する。

新法第四条第二号の規定の適用については、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなほその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百七十八条の罪を犯し、拘禁刑以上の刑法又は刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)以下この項において「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十二条に規定する懲役若しくは刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法第十三条に規定する禁錮に処せられた者は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第三百八十二条(第三項(第三号に係る部分に限る。)の罪を犯し、拘禁刑以上の刑に処せられた者とみなす。



(指示に関する経過措置)

**第十八条** 新法第三十四条の二（新法第六条の二第二項の規定）

二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした新法又は新法に基づく命令に違反する行為について適用する。

**第十九条** 新法第三十四条の四第二項第二号の規定の適用については、旧法第三十四条の二第二項第二号の規定により監査法人が設立の認可を取り消された場合は、新法第三十四条の二十一の規定により監査法人が解散を命ぜられた場合とみなす。

(監査法人の成立の届出に関する経過措置)

**第二十条** 新法第三十四条の九の二の規定は、施行日以後に監査法人が設立の登記をした場合について適用する。

(監査法人の定款の変更に関する経過措置)

**第二十一条** この法律の施行の際現にされている旧法第三十四条の十第一項に規定する認可の申請は、新法第三十四条の十の規定によりした届出とみなす。

(指定社員に関する経過措置)

**第二十二条** 新法第三十四条の十の四第一項の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係る財務書類の証明について適用する。

(監査法人の業務の制限に関する経過措置)

**第二十三条** 新法第三十四条の十一第一項第二号及び第三号の規定は、会社その他の者の財務書類で、施行日以後に開始する会計期間に係るもの的新法第二条第一項の業務について適用し、当該会社その他の者の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものの同項の業務については、なお従前の例による。

(過措置)

**第二十四条** 新法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大企業等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大企業等の財務書類について監査連携業務を行わせた会計期間以後の連続する会計期間について適用する。

(監査法人の解散に関する経過措置)

**第二十五条** 新法第三十四条の十八第一項の規定は、施行日以後に同項に掲げる理由が生じた場合は、施行日以後に同項に適用する。

2 この法律の施行の際現に社員が四人以下である監査法人に対する新法第三十四条の十八第二

項の規定の適用については、施行日において社員が四人以下になったものとみなす。

(監査法人の合併に関する経過措置)

**第二十六条** 新法第三十四条の十九第三項の規定は、施行日以後に合併後存続する監査法人又は合併によって設立した監査法人が登記をした場合について適用する。

(監査法人に対する処分に関する経過措置)

**第二十七条** 新法第三十四条の二十一第一項の規定は、監査法人の施行日以後にした新法若しくは新法に基づく命令に違反する行為又は同項の著しく不当な運営について適用する。

(監査法人に対する処分に関する経過措置)

**第二十八条** 新法第三十四条の二十一第二項の規定は、監査法人の施行日以後にした同項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為新法若しくは新法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同項第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施工日前にした旧法第三十四条の二十一第一項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は旧法若しくは新法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営については、なお従前の例による。

(監査法人の業務の制限に関する経過措置)

**第二十九条** 新法第三十七条の二第一項の規定による公認会計士・監査審査会の会長及び委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(公認会計士・監査審査会の会長及び委員の任命に関する経過措置)

**第五十四条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第五十五条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第一項に規定する実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第五十六条** 第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第五十七条** 第三十三条、附則第三十八条、附則第四十条、附則第四十三条、附則第四十五条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

**第五十八条** 新法第三十七条の二第二項の規定による公認会計士・監査審査会の会長及び委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(公認会計士協会に対する監督上の命令に関する経過措置)

(第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置)

**第三十条** 昭和三十二年七月三十日までに商

業等に関する科目に関する研究により博士の学位を授与された者及び同日までに公認会計士特例試験等に関する法律(昭和三十九年法律第百二十号)による改正前の公認会計士法第五十七条各号に掲げる職の一又は二以上にあってその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第八条第一項の規定による短答式による試験に合格した者とみなし、その申請により、会計学、企業法及び経営学について、同法第八条第二項の規定による論文式による試験を免除する。

(監査法人に対する処分に関する経過措置)

**第二十八条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十九条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第五十条** 第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第五十一条** 第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第五十二条** 第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第五十三条** 第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

**第五十四条** 第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第五十五条** 第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

**第十六条** 旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の試験科目の一部免除については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十一条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第二十二条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第二十三条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第二十四条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第二十五条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第二十六条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

**第二十七条** 附則第二条から第十三条まで、第十六条第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(政令への委任)

(罰則に関する経過措置)



会計士法第三十四条の十一の三の規定は、この法律の施行の際現に同項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について適用する。  
新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により上場有価証券発行者等とみなされる者の財務書類について適用する。  
**(財務諸表等の作成に関する経過措置)**  
**第十三条** 新公認会計士法第三十四条の十六第二項の規定は、施行日以後に開始する会計年度(新公認会計士法第三十四条の十五に規定する会計年度をいう。以下同じ。)に係る同項の計算書類及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書については、なお從前の例による。  
**(業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧等に関する経過措置)**  
**第十四条** 新公認会計士法第三十四条の十六の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る説明書類について適用する。  
**(監査法人に対する処分に関する経過措置)**  
**第十五条** 新公認会計士法第三十四条の二十一第二項の規定は、監査法人の施行日以後にした同項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不當な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日前にした旧公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、旧公認会計士法若しくは旧公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不正当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為については、なお從前の例によることとする。

偽、錯誤若しくは漏洩のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不當な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六  
九号）抄

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成二六年六月二七日法律第九一號)抄  
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。  
附 則(平成二七年五月三一日法律第四四)

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 賦 (平成二九年五月三一日) 法律第四  
一號) 沙

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から（施行期日）

施行する。  
（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

**第七条** 前条の規定による改正後の公認会計士法第九条第二項第二号の規定は、施行日以後に新

学校教育法第百四条第三項に規定する学位を授与された者について適用し、施行日前にこの法律二二二条三項の規定によつて「日を改

律による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第一百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与せられ二者に係る

言和学生の定めに学生を担当する者が有い体の公認会計士試験の短答式による試験科目の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年五月三〇日法律第三  
三号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年（施行期日）

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日より施行する。

は当該名号は定める日から施行する  
一から三まで 略

第三条 物語酒第百一十九条の改正規定、第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定

定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定並びに第百九十五条第六項の改正規定並びに第

百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正

規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十二条、第十五条、第二十三条及び第二十一条(第一項)の規定

十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

政令  
附則  
（令和元年五月三一日法律第一六  
号抄）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月  
(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（令和元年六月一四日法律第三七）**

**号）抄**

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二十二条、第一百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定（公布の日）

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区城法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）及び第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条规定（地方法第二百五十二条の二第一項の改正規定を除く。）及び第二百五十二条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十五第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百零二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）及び第一百七十三条並びに附則第十六条、第一百七十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定（公布の日から起算して六月を経過した日）

（行政庁の行為等に関する経過措置）この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において

同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の員員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び二略

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条、第四条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定（平成三十四年十月一日）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 次に掲げる規定（令和五年四月一日）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定（令和五年四月一日）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 次に掲げる規定（令和五年四月一日）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）（第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。））の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第三条、第四条の改正規定（第三十九条）を第二条の改正規定（第三十九条）に基いて改める部分を除く。）

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用（戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第七十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）は、政令で定める。

（検討）

第七十五条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用（戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第七十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）は、政令で定める。

（検討）

第七十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）は、政令で定める。

（政令への委任）

第七十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）は、政令で定める。

（検討）

第七十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）は、政令で定める。

（政令への委任）

第八十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）は、政令で定める。

（政令への委任）

第八十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）は、政令で定める。

（第五十一条第二項の改正規定、同法第四項の改正規定（第三十九条）を第二条の改正規定（第三十九条）に基いて改める部分を除く。）

（三及び第三十九条）に改める部分を除く。）

る上場会社等をいう。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。)の財務書類(公認会計士法第一条の三第一項に規定する財務書類をいふ。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。)について第二条第一項の業務(新公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する第二条第一項の業務をいう。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。)を行つては、前項の規定にかかる場合においては、その者を登録上場会社等監査人(新公認会計士法第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監査人をいふ。)とみなして、新公認会計士法の規定を適用する。

第四条 前条第一項の規定により上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間に以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を日本公認会計士協会に届け出なければならない。

一 公認会計士 次に掲げる事項

イ 氏名  
ロ 生年月日

ハ 事務所の所在地

二 監査法人 次に掲げる事項

イ 名称  
ロ 事務所の所在地

ハ 公認会計士法第三十四条の二十七第一項  
第二号ロに規定する登録有限責任監査法人

2 項第二号に掲げる事項

3 前条第一項の規定により上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行なうことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

3 前項の規定により、第一項に規定する期間を経過した日以後に上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うことができなくなった者は、前項の規定にかかるらず、施行日前に締結された契約に係る第二条第一項の業務を行なうことができる。この場合においては、前条第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。  
(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五条)第五条の規定、公布の日

二 第十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定

(政令への委任)

第百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

1 (施行期日)  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

号附

**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日  
(政令への委任)

**第二百一十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第十一條** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
(検討)

### 第三項の規定を (政令への委任)

2 前条第一項の規定により上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うことができなくなる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和五年六月一四

五百九条の規定 公布の日  
**附 則（令和五年六月一四日法律第五二**

一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄  
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定  
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一第一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十二条第一項の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、同法第一百九十三条第一項の改正規定、同法第一百九十三条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百八十八条の規定並びに第三百八十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）  
一 附則（令和五年一月二九日法律第八〇号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第六条の規定  
二 第二条中公認会計士法第一条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の四十第一第二項の改正規定（「審判」を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規

**第五条** この法律の施行前にした行為の罰則の適用に関する経過措置

定、同条に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十二条の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条の四十三の見出し並びに同条第二項及び第三項の改正規定（審判手続開始決定書に記載され）を「審判手続開始決定記録に記載され」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条の四十六の見出し及び同条第一項並びに同法第三十四条の四十九第一項の改正規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。